

（仮称）和泉市自治基本条例案策定委員会委員と市長との懇話会  
会 議 録

会議の名称	（仮称）和泉市自治基本条例案策定委員会委員と市長との懇話会
開催日時	平成21年7月6日（月）午後1時30分～午後2時30分
開催場所	1号館3階 市長公室
出席者	市長、高橋副委員長、久委員、前田委員、新田委員、辻本委員、大平委員、池辺委員、事務局（藤原理事、北野課長、濱田主幹、北野主幹、鶴谷）
会議の議題	自治基本条例案に関する懇話会
会議録の 作成方法	全文記録 要点記録
記録内容の 確認方法	会議の議長の確認を得ている 出席した構成員全員の確認を得ている その他（ ）
その他の必要 事項	傍聴者なし
会 議 内 容 （発言内容、結論等）	
別 紙 の と お り	

会議の要旨

(事務局)ただ今から、(仮称)和泉市自治基本条例案策定委員会委員と市長との懇話会を開催する。最初に、和泉市町会連合会からの団体代表市民委員であった、副委員長からよろしく願う。

(副委員長)本来なら委員長が話すべきところであるが私が話す。提言書については前市長の公約という形で、自治を考える懇談会などの会議の場を設けていただいたのだが、市長の公約だからということではなく、自治基本条例をつくるということで参加してきた。最初は、全く白紙の状態からの話合いで、何をどうしていったらいいのか分からなかったが、5回か6回目の会議からだんだん踏み出してきて、最終的には1年がかりで懇談会提言書に反映されたと思っている。

策定委員会の方では、どれだけ懇談会の提言内容を盛り込んでもらえるかが心配であったのだが、委員として参加してもらったらどうかという話をもらった。最初は、私たち市民委員と市の部長クラスの委員とで立場の違う一線引いた形のスタートだったが、これも3回位、いろいろ言い合いをしてそれとなく理解し合うことができた。

策定委員会が提出した自治基本条例案は、懇談会の提言書をもとに作成しており、我々の意見が反映されているわけであるが、行政側の意見も出してもらって作られたものであるので、一方的な意見によるものではない。2年間、最初は当て職という形で参加していたのだが、今日集まったメンバー、それから懇談会のメンバー、本当に今まで頑張ってきたので、ぜひこの条例案を実現させてもらいたいと思う。十分ご理解していただき、今年度中に成立させていただくようよろしく願う。

(事務局)続いて、同じく団体代表、文化財保護委員として参加していただいた委員から願う。

(委員)私は文化財保護委員として参加させていただいたのだが、連合婦人会とか、NPOの活動もしており、どの立場もわかる。地域団体とNPO団体とボランティア団体との立場はまるで違った所がある。そこで両方の代弁といたらおかしいが、発言したいということで参加した。条例案を作っていく中で、いろんな人と出会えたり、行政の方々の苦勞も分かり、本当にいい経験をさせてもらったと思う。まわりの友人には、「行政の言うことにおしきれないで市民意見を言ってほしい。」と言われていたことも励みになった。委員長が、「市民委員はどうか。」と、いつも聞

いてくれたので、本当に市民の意見がいかされた条例案になったと思う。

自治基本条例は全国で次々と作られているが、早く作られたものの中には、いざというときに役立たないようなものもあると思う。和泉市のものは一番新しくできるわけなので、例えば住民投票なんかでも本当に必要な時にきちんと機能するような、そういうものを作っておかないと意味がないと思う。この条例案はそういう点で、一番時代の状況に応じたものになっていると思う。

住民投票の16歳というのも議論になった。どんなに小さくても一人の人間として魂を持っていると思う。小学校、中学校の時代から和泉市にはこんな条例があり、自分達も16歳になったら投票権があるのだということを子ども達も考える機会になると思うので是非これが実現できるように祈っている。

(事務局)ありがとうございます。続いて、公募市民委員からよろしく願う。

(委員)私は公募委員として参加した。退職した男性30人ぐらいとボランティアグループを作っており、日頃は、次世代の子ども、あるいは高齢者の方との交わりを通じているんなボランティア活動をしている。

今回この条例づくりに参加させてもらって一番感じたこととは、従来は行政の方でおぜん立てをし、ほとんど形ができたものに対して、意見はどうか、しゃんしゃん、というやり方が多かったが、今回はまったく白紙の状態から作り上げていったということである。それも2年間かけて。

26名の各市民代表の方が参加し、最初はいろんな意見の食い違いがあった。町会関係の方と我々みたいなテーマ型のボランティア活動をしているグループとの意見が全く対立した。けれども、会議が進んでいくうちに、やはり自分達の町を良くしたいという思いは一緒なので、だんだん互いに歩み寄ってきて、理解し合えた。これは非常によかったと思う。

第2段階の策定委員会において、懇談会から選ばれた市民委員が参加することになったが、最初は市民意見と行政の立場の意見がはっきり対立というか、全然わかっていないな、ということがあった。これもやはり回を重ねるごとに非常に理解し合え、互いの立場も分かり合いながら、妥協するのではなく、よりいいものをつくらうということで歩み寄って作りあげられたと思っている。そういう意味では、非常に画期的というか、いい条例ではないかと思っている。

もう1つは、和泉市の行政と市民の両方に問題があるのだが、この2年間の議論の中で、課題がずいぶん浮き彫りになってきたことである。情報開示が不十分だとか、今のやり方だと全然わからない、伝わってこないという意見もたくさん出たし、市民相互、あるいは、市民と行政との交流の場がない、接点が非常に少ないという意見もずいぶんあった。もっと参加型でいろいろできないかという議論もたくさんあったし、協働、協働と言っても口先ばかり、形だけではないか、という議論もずいぶんあった。いかにしてそこのところをやっていくかというのは、これは理念条例であるから細かいことを書き込めないにしても、懇談会の提言書の中ではそういう対策についても書かれている。新しい仕組みづくりの第1発目の条例だと思うので、条例の中身についてもぜひ市長に読んで頂いて、わかっていただき、この内容をいかして和泉市を作って頂きたいというか、つくってってもらわなければならないと思う。

(事務局)ありがとうございます。それでは団体代表、アイあいロビー運営委員会から参加していただいた市民委員、よろしく願う。

(市民委員)私は、アイあいロビーの運営をさせてもらっていたので、ボランティア関連の代表ということで、最初の懇談会から入らせてもらった。懇談会が終了してからは策定委員会にも市民代表ということで、2年間続けて参加させてもらった。

みなさん述べたことと全く同じだが、懇談会の時というのは、20数名の市民委員皆が熱い思いを持っていたし、それがストレートに出てくるので、学識委員も大丈夫だろうかと思ったこともあったのではないかと思うし、我々自身もそう感じていた。みんなが思っている根本は何であるかということ、行政が勝手に作り上げている自分達にはわからないグレーの部分があるということであった。しかし、お互い話をする中で、大分もやが晴れ、回を重ねる中で、これは...という話が出てきたりして、かなり方向性ができてきた。和泉市を良くするためどうあるべきかということについて、小さな子どもがこれから大きくなった時に、「和泉に住んでよかった」、「和泉の人間でよかった」と思える何かを残さないといけないということがあり、提言書の出来上がり時点では、良い市民意見の集大成としての具体的な提言ができたと思っている。

策定委員会に私たちが入った時、行政マンの部長級の方々は、苦戦した点もあっ

たかもしれないが、最初の何回かの会議でずいぶんコンセンサスもとれてきたと思う。もう一つありがたかったのは、教育委員会も同時進行で色んな事をやってもらえるというような形になって、これに対してはどんな方向性でとか、いろんな情報や資料も出してもらった。だから、我々市民のわからなかった所もよく理解できたし、行政の責任者である各セクションの部長、それ以上の方々も、こちらの出したものがどう行政活動にリンクしているかなどをわりと一緒に考えてもらえたかなと、今思っている。

流れとしては、とにかく和泉に住んでいる、和泉に関わりのある市民が、もうそれこそ最初は喧嘩しているような感じから始まり、だんだん形ができて、その集大成として出来たものをいかに行政でリンクしていけるかというようなところまで考えてもらえた。各部署セクションでもって、条例とのマッチングをとっていきにはどうしたらいいのかということも同時進行でやってもらったので、その時点で実務に携わった方には市民の思いはこういうものだということを中心に理解してもらえたと思う。そういう意味では非常にこちら側の思いがストレートに条例案に盛り込まれた形になっていると思う。言葉足らずでうまく言えないが、十分市民の思いが入った条例になっていると思う。

(事務局)ありがとうございます。それでは公募市民として参加した市民委員、よろしく願う。

(委員)私は男女共同参画をテーマにした NPO 法人の事務局長をしている。市から委託業務を受けた時、私たちの思っている協働と市側が思っている協働というのはこんなにも違うものかということに身に染みて感じた。前市長も「市民との協働」とよく言っていたが、その協働と私の思っている協働というのは一緒なのだろうかという思いがあった。自治を考える懇話会では、そのことが私にとってのメインテーマであった。

私は市の方とも一緒に学校のボランティアにも参加しているが、市や学校と一緒に何かするたびに疑問に思うような待遇を受ける。その話をこの懇話会や策定委員会で市の職員に言ったら、そんなはずはないと言う。でも私たちは実際にそういう思いをしてきたし、そういう目にあっているということはずっと訴えてきた。だから最初のころは対立があったが、回を重ねるごとに具体的な内容をあげて説明する

ことで理解してもらえた。市の職員全員がそうだというのではない。たまたま、私に関わった職員が協働について理解がなかったのかもしれないが、私にとってそれは、市の待遇であり、職員の待遇である。委託は協働ではない、と学識委員も言っていたが、それでもやはり、市民や NPO が市や学校と何か一緒にしようという時には、基本的なことを話し合って目標を持つということがなければいけないということを条例に盛り込んだ。私はそのことを一番うれしく思う。それがどれだけ浸透していくかは分からないが。市民同士の協働でもそうだが、まず話し合って、こうしたいという理念を持って向かっていくということが大前提だと思う。今までその部分がなかったために、全然食い違っていたということが今回よくわかった。

この条例を市や市民がやろうと思ったら本当に大変だと思う。行政にしても、私たち市民にしても大変なことが書かれているので、条例が単なる書物にならないようにどうかすかということがこれからの課題であると思う。

(事務局)ありがとうございます。それでは最後に公募の市民委員。よろしく願う。

(委員)今回の条例は私も初めて本当に白紙の状態からつくった。もう10年近く前、住宅まちづくり基本条例をつくるということで、市長や市議会議長とも一緒に私も一市民として参加した時には、コンサルタントの方にある程度たたき台的なものを作ってもらい、それをベースに色をつけていった。しかし、今回は本当に白紙という形であったので、私も大分戸惑った。最初のころ、こんなやり方で大丈夫なのかと事務局にも相談に行ったのだが、学識委員も大丈夫だと常々言っているということで、何とかやってきてこうして形がまとまった。

振り返ってみると、学識委員が誘導したこのやり方というのは非常によかったというのが第一の感想で、自治基本条例に限らず他の施策に関しても同じような形で出来るだけ市民に入ってもらってやっていくようにしてほしいと思う。そういった考え方もここに条文として盛り込まれているが、今回の懇談会のようなやり方をいかしていけたらなというのが一番の持論である。

懇談会委員が集まった最初の時のことを思い出すと、町会、婦人会といった地域の団体の方、それから NPO 団体の方、一般市民の方というのがあった。町会の方から色々話を聞いていると、地域活動への参加が減っているという状況があり、市民の責務ところで、町会活動等に参加することを努力義務にするという一文だけ条

例に盛り込むことができればそれでいいという意見の方もいた。私も地元で町会活動に参加して、そういうことはやはり必要だと思ったのだが、皆の話合いの中で、町会と NPO とか、町会に参加している方と参加していない方との温度差、認識の違いがある中で、一方的に町会のことだけというのも具合が悪いということになった。そのことについては表現が最終変わっているが、お互いに理解し合うことが出来たのは、長時間話し合う貴重な場を与えてもらえたおかげだと思っている。条例案の中にも、市民相互の意見交換の場の設置というの謳っているが、そういった場を今後なんとか実現して、ここに集まっている、もしくはこれに携わったメンバー以外の多くの市民がそういうふうな経験、情報交換をして、分かり合っていくという場を出来るだけ校区単位とか細かい単位で作ってもらい、市民同士の協働というのにつなげていければと思っている。

そのためにも今後条例がどうなっていくのか、どう展開するのかというチェック、それも条文に盛り込まれているので、その機能、組織をどうしていくのかということを考えている。条例案がまとまり、一度前市長にお話しをさせてもらったので、もうこれで通るものだと思っていたのだが、市長にも一回見ていただいてということである。2年以上かけて我々市民の意見が十分盛り込まれたものになっていると思うので、出来るだけ大きな変更をすることなく、通してほしいという思いである。やはり具合が悪い部分は、運営していく中では当然出てくると思うので、5年単位の見直しの条項を盛り込んでいる。

後もう一つ、住民投票の部分については今回本当に突っ込んだ内容であると思うのだが、16歳という部分については、条文の中身をどうするという話が出た時、私たちがそこまで決めていいのかと言うのが正直な気持ちで、別途それだけはきちんと議論しなければならないという認識を持っていた。みんなの議論の中でまとめた部分で言うと、16歳に年齢を下げることで、逆にハードルを高くし、今後議員に見てもらった時に、議論の種になり、それによって関心を持ってもらえることになるのではないかとということであった。住民投票についてはいろいろとお考えもあるかと思うが、出来るだけ、すぐに通していただきたいという思いである。通すまでの過程でも話題をよんでもらい、通るまでに市民にもう一度注目してもらえたらと思うので、よろしく願いたい。

(事務局)ありがとうございます。それでは最後に、この懇談会に当初から協力いただいた近畿大学工学部の教授である学識委員から総括してよろしく願う。

(学識委員)思いは皆さん語ってくれたので、今回の和泉市の特徴を少し他の所と比べながらしていきたいと思う。自治基本条例は200以上のところで作られている。それを横並びにしているところだけを切り貼りしたら条例なんてすぐにできてしまう。そういうことではいけないということで、策定過程の方を非常に重要視してみんなで作っていきこうということで、最初に事務局と組み立てをした。8年ほど前、兵庫県伊丹市ではじめてこの基本条例の策定に関わらせてもらい、寝屋川、それから大阪狭山、そして和泉市ということで私もずっとやっているのだが、私の経験で言うと、20回を超す懇談会になるという覚悟はできていた。事務局に「20回越しますよ」と話をした。「覚悟はありますか」という話で、「覚悟は出来ていません」ということだった。

和泉市の懇談会は24回、運営委員会が11回であるから、この運営委員会のメンバーも35回集まって議論をした。伊丹もこういう形で市民の皆さんが集まって提言を出すという形になった。ところが、伊丹も寝屋川も、条文にしていくときには、行政側が引き受けて行政の責任でしていた。和泉市の場合、条文にしていく段階もみなさんに入ってもらい議論をしたというのは、全国でも非常に珍しい形だと思う。さらにその条文のたたき台を作ったのは若手のワーキングチームであるので、そういう意味では職員、そして市民の方々、関わったメンバーが総出で作り上げたということがおそらく和泉市の非常に自慢をしてもいい特徴であると思う。

先ほどから出ているように、いろんな矛盾とか、いろんな意見の違いというのを何度も何度も乗り越えてようやくみんなが、みんなといっても関わったみんなであるが、みんなが共有できた形で今、条文というのがあるので、そういう意味で皆さん述べている、「これは誰が作ったのでもなくみんなで作った条例である」ということはそこにあると思う。それと、自分達のことは自分達で考えて解決していきこうというのが自治であるから、まさしくこの策定の過程そのものが自治になっている。だから、これを乗り越えていくことによって自治というのが本来どういうものなのかを体験できたらと思うし、様々な方々がぶつかり合うということから始めないといけないというところが一番共有できた点ではないかと思う。



具体的に言うと、最初に校区長を始めとした地域グループの委員とNPOグループの委員がまずぶつかり合った。校区長からは、「提言は、校区中心に自治会中心に書けばいいのだ、義務としてみんな自治会に入らなければならないという一文があって、その自治会活動を中心に動かしてもらえばいいのだ。」という話がまずあった。ところがNPO委員が、「それはおかしい、我々も頑張っているんだから対等に位置付けてもらわないと困る。」という話になり、数回議論をすることによりNPOはNPOで頑張っているし、自治会も自治会なりに頑張っているのだということがお互いに共有できて、それならいい所をみんなで重ね合いながらつくっていこうという話になった。

それから策定委員会に切り替わると、行政と市民のぶつかり合いがあった。でも、行政の立場というのが市民委員にもわかってきて、そんなに口で言うほど簡単に出不来いのだということがわかってきたので、その辺りの調整をしながらの話ができたと思っている。ただ、先ほど住民投票の16歳以上というのが典型的であるが、本当にここまで書いていいかという部分もいくつか私なんかはある。でも、みんなでがんばろうという意識を行政も市民も確認できたので、思い切ってこれを載せているという部分があると思う。

具体的には、16歳を位置づける時に、中学生から高校生にいく段階できちんと政治というのをわかっているのかどうかという話があり、中学校でしっかり教えておいてもらわないと高校生になったときに住民投票というのがうまくいかないのではないかという話が出てきていたのだが、その時も教育次長がこれを受けて、それでは「中学校でちゃんとこういう住民投票があるのだという教育をしよう。」ということを書いてくれたので、そこまで言ってくれるのなら、という話になったところがある。皆さんと一緒に頑張ろうということを書いてくださった結晶でもあるということである。

もう一つ最後の特徴は、議会が自ら書いたということである。議会の部分を議会が自ら書いたということは画期的なことで、従来は行政側が議会のところを書いて提案をする。ある市では、それを議会に削られてももとの案とは最終的にはかなり変わってしまったということがある。しかし、和泉市の場合は、議会の部分は議会が書いたのだ、これは議会の議員の責任でもある。そういう意味ではみんなが本

当に一丸となって作ったということが和泉市の自治基本条例の特徴だということになる。ただ、これはあくまでも条例であるので、今後これに基づいて何が動いていくかということの方が非常に重要であり、先ほど市民委員からあったように本当に今まで以上に協働という形で動くのかどうか、私も NPO の理事長をやっているもので同じように思うことである。

行政がある程度組み立てて持ってくるものを市民と一緒に手伝ってもらえば協働だというふうに誤解をしている方がまだ多いのだが、そうではなく組み立ても一緒にやっていく、その組み立てを一緒にやっていく中で思いを共有することができて初めて協働であるのだが、まだまだ行政側がある程度組み立てて、下請け作業としていくというのが協働だと錯覚されている部分があるので、その辺りが本当に条例に基づいて動いていくことが出来るのかというのがポイントである。

具体的に言うと、河内長野が市民提案型の協働事業というのを組み立てている。河内長野は基本条例はないのだが、形をまず作っていきこうというやり方なので、去年は協働のマニュアルを作ったし、今年は来年度動かすための提案型協働事業を準備中である。市民側が行政の何々課と一緒にこういうことをやろうということで提案をもらい、上手くお見合いが成立した暁には、協働で予算化をして行政側から議会に予算を上程するというようなかなり画期的なことである。

おそらくこの条例ができた暁には和泉市でもいくつかの具体的な新しい動き方みたいなものをさらに具体化していければいいと思っている。その新しい仕掛けだけではなくて、市民委員を中心とした自治会活動も今後しっかりと協働の形で市民意識が醸成できる形でやってもらい、それに対して行政も色々な形で支援応援をしてもらえるような、そんな仕掛けが動いていってこそ初めてこの条例が生きてくると思うので、条例をぜひとも通してもらおうと同時に今度はその後の様々な具体的な展開をしっかりと作ってってもらいたいと思うし、このメンバー、私も含めて今後も組み立てていかせてもらおうという覚悟で提案をするので、今後もよろしく願いたい。

(事務局) どうもありがとうございました。それではフリートークということで、市長からよろしく願う。

(市長) ありがとうございます。皆様方の思いは非常によく伝わってきた。私は今

回の選挙で当選し、19日から市長に就任したが、4年前の市長選挙の時のマニフェストの中には自治基本条例というのを入っていた。憲法であるし、つくらなければならないということであった。その目的というのは皆様方と同じ、市民参画、公民協働、本当の意味でのパートナーシップである。私も市議会議員を3期務めたが、その中で公民協働とか、市民参画というのは、先ほど市民委員が述べたように役所にとっては市民が行政のすることを手伝うだけのことでしかなかった。安上がりのお手伝いみたいな、ボランティアみたいな感じで。それは全然違う。やはり市民が参画して、計画案も策定してもらい、最終的には成果もパートナーシップで夫婦の関係みたいに対等、自立した関係でやっていくようなものと考えていたので、まさにこの基本条例かなと私は考えている。ただ、市長に就任したばかりで何の中身の検証もなしに上程して策定というのはどうかということで今回見送らせてもらったのであるが、必ず今年度中に制定する。

また、この内容は、私は本当はかなり突っ込んだものになっていると感じた。先ほど市民委員が理念条例と述べていたが、実効性のある条例だと思う。あまりいい格好をしていない、市民さんが本当に自分達の市民目線で作られたものであると思う。前文にしても小難しいことが書かれていない心のこもった内容になっていると感じた。今後いろいろと問題点が出てくるかもしれないが、それは今後の運用の中で改正していけばいいと思うし、内容は非常にいいものを作って頂いたと思っている。まず情報公開、そして情報の共有、そして公民協働で物事をやっていく。大分頑張らなければならないな。

(副委員長) そうしていかないといけない。研究部会のメンバーがかなり頑張っているから、彼らが10年20年先には管理職になっているのでその時まで安心できる。

(市長) これは事務局も相当やる気、モチベーションをあげて取り組まなければならないというふうに思った。

(副委員長) このあいだ、副市長に怒られた。「私たちは何もしていないのか。」と言われた。でも実際若手は頑張っているのです、和泉市は心配ないと思っている。

(市長) 職員もそうであるが、市民もここまで加わられたというのは和泉市にとってはすごい進歩である。先ほど委員が述べたように8年か9年ほど前、住宅まちづく

り基本条例という初めての市民参画の条例を策定したときも、話し合いをして意見を集約をしていかなければならないのに、どんどん広がっていくばかりだった。収拾がつかなくなり最終的には事務局がコンサルタント主導にした。私たちが出した意見が次回会議に来たら、都合の良いところだけくっつけてたたき台になっていたという、そういうような話でまとまって行って、それなりには出来上がった。私は、「市民参画でするならば、もっと市民もトレーニングが必要である。3回4回懲りずにやれば、市民もどうやって集約していったらいいかもわかってくるし、いいものができる。」ということを行ったのだが、条例制定に懲りて、その後はなかった。

(市民委員)確かに行政がこの条例案の内容をやっていくというのは非常に大変だと思う。逆に市民の方も相当意識を変えていくというか、やらなければならない市民側の課題もあると思う。

(市民委員)昔はみんなそういう当て職的な感じで集まって、つくられたものであった。何回かの意見で、しゃんしゃんで終わってしまう。それはよくない、というのがみんなの意見であった。時間はかかるが。

(市長)行政の中に反映していくようにしっかりと取り組む。それと、これからのまちの形も国の形も、行政だけが市民サービスを提供してうまくまわる世の中ではなくてきている。財政的にも厳しいし、仕組み的にも、市民ニーズが多様化しているので難しいと思う。市民には権利と責任というのをしっかりと自覚してもらい、行政もお役所仕事みたいな形ではやるのではなく、もっと市民の立場になってやらなければならない。まだまだ市民の立場に立てていないと思う。

物価が下がっているのに公共料金だけはいつまでも上がり続けるというのが当たり前になっている。公共料金なんかは下がってもいいのだが、それは市民の気を引っ張るのと同じような形になってしまう。もっといえばそんなことをこの自治基本条例を基にしながらやっていかなければならないと覚悟している。

(市民委員)策定委員会で条例案を作るに当たり、私が一番衝撃的だったのは、学識委員が述べた、「私たちは行政に負託しているのだ。主権は市民にあるのだ。」という言葉である。懇話会で提言書を書いている段階では、私的には、市民と行政との対等とかパートナーシップしか考えていなかったが、そうではなく、行政に負託はしているが私たちが主役なのだということを最初に述べられたことがすごく衝撃

的で、その部分は条例案にもはっきりと出ていると思う。その辺はやはり市民が今後もっと自覚をしていかなければならないと思う。まだ市から言われるままという現状がある。

(市民委員) そう、そういう意識があるように思う。

(学識委員) 今回の市長選なんかは典型で、市長になりたいと思ったとしてもなれるわけではない。選ぶのは市民であるから。だから、みんなの意思として議員も市長も動いており、それに従って、行政職員も動いているわけであるから、「山より大きい獅子は出ず」という話と同じように、やはりその職員の資質とか、市長の資質、議員の資質を決めているのは基本的には市民なのである。

(市長) そうである。今の世相的にあきらめモードもあるのだが、あきらめてはいけな。市民の力で行政もまちも変わるのだという希望というか、自負というかそういうものを持っていれば、そういうまちは栄える。

常設型の住民投票条例というのは最近見直されているように思うのだが。

(学識委員) 地方自治法との関係で微妙なところがある。地方自治法というか、直接民主制との微妙なせめぎあいがある。

(市長) 余りにも議会をバイパスしすぎて、逆に民主主義の...

(市民委員) こんなことを言ったら言い過ぎなのかもしれないが、我々が議論している中で、議員は市民が選んだことには間違いないのだが、その議員たちが本当に市民の意見を吸い上げてくれているかと言えば必ずしもそうではない、やはり少しずれがあるので、それだけではうまくいかないのではないかと、ということである。別に議会と対立するつもりではなく、補完するという意味である。しょっちゅう住民投票が起こるとは思わないが、市民意見を活かしてもらえる手段がやはり欲しいということである。

(学識委員) そういったことが懇談会の提言書の中にはしばしば出ている。行政は、かなり情報公開を行い、市民の意見を聞いてくれるようになったのだが、もっと議会の方が市民とそういったことをやっていかなければならないと思う。選挙の時は確かに市民は負託をしているが、一つ一つの案件に対してもう一度市民の意見を聞いてもらわなければならないし、議会でどういう議論になってどのように決まってきたかというプロセスをもっと情報公開してもらわなければならない。行政以上に

議会が頑張ってもらわなければならないということを提言書にも書かせてもらっている。

(市長)議会の分はまだできていないのか。

(事務局)出来ている。議会の部分はこの前の原案の時の内容そのままである。今回は策定委員会としての最終案だったので、議会の部分はずしているが。

(市長)議会の方でも、議会だけの基本条例というのはあるのか。

(事務局)議会の本条例であればこの辺なら熊取町が昨年策定した。

(市長)議会基本条例。

(事務局)議会基本条例。

(市長)つくると言っていなかったか。

(事務局)懇談会提言書では、議会基本条例もつくっていくべきであるとしていた。

(市長)議会の方ではつくろうという動きはあるのか。

(事務局)本市の場合は、議会改革検討会議で、自治基本条例に議会の責務と議員の責務を載せて一緒に上げようと。議会基本条例だけを別につくるという積極的な議論はされていない。一緒にやろうという意見になったので。議会基本条例を別につくるとなるとやはりもう少し手段の部分が条文に出てくる。

(市民委員)議会は議会として案を出していないのか。

(市民委員)第4章としてこういう形で出しているわけか。

(事務局)そうである。事務局で預かっている。

(学識委員)懇談会では、議員個人では市政説明会を行っている議員もいるが、そうではなく、議会の内容を議員から報告してもらいたい、という話があった。議員個人がどう言ったかではなく、議会としてこういうような議論があり、最終的にこうなったという話をしてほしいということである。

(副委員長)地元だけではなくどこへ行っても議会の議論を説明できる、そういう議員を我々が選んでいかなければならないとういことである。議員には出来るだけ訓練してもらい報告できるような...

(市長)それはおっしゃるとおり。私の友人である神戸の市議会議員が駅前議会と称して、会派の議員が集まってそういうことをやったことがある。私もそれに参加したことがあるのだが、5年ぐらい前になるが、灘の駅の近くで部屋を借り、10

0人位来ていたか、かなり市民の関心が高かった。議会の報告をして、議員4人であれば4人でそれぞれ担当を持って答えるというふうなことをした。私も和泉市でそれをまねして、その当時所属していた会派のメンバー5人でシティプラザの会場を借りてやったことがある。新聞の全戸折り込み広告を入れたにも関わらず、20人ぐらいしか集まらなかった。それも主催者側が5人で来て、2、3人の興味ある市民が来ていて、和泉市の人は全然来ていなかったような感じであった。その時は教育問題などの質問を受け、議会として話はした。そんなこともあり、確かに議会として議員個人が市民とディスカッションするということがこれからどんどん出来ていったらいいと思う。

(副委員長) そういったことを今回議会に希望していたのだが、それが議会からの条文案にはなかったもので、残念に思う。もう一つ、条文案の中で子どもの権利など、子どもについて3章ぐらいにわたって出ているが、これはなぜかという、和泉市の特徴として入れようということになったものである。行政が市政のこと考え、市民も考える中で、子どもは、次の世代を担う人材であるということで、かなり重視して盛り込んだ。それだけ子どもについてはみんな期待しているということである。

(市長) 子どもというのは何歳から何歳までか。

(副委員長) その年齢に応じて、としている。

(市長) 年齢に応じてか。

(副委員長) それはどう表現したらいいのか、その辺も大分議論したのだが。

(市長) 定義は、1歳から18歳までか...

(副委員長) 基本的にはこの住民投票の16歳までであろう。16歳になると住民投票できる権利が出てくる。だから、難しいかもしれないが、自治会活動への参加とか生徒会活動とかそういったことをもう少し重点にやっていく中で、子どもの権利を主張して、そこから育てていくことが大事なのではないかと思う。行政がそういう所にも目を向けるという姿勢も。

(学識委員) どうしても、集まる人間だけで物事を決めがちである。そうでない、意見を言えない人たち、というひとつの典型が小さな子どもである。それを大人が代弁しないとイケないということを忘れないようにここでは謳っている。

(市長) この条例案の内容を見れば、市民の役割というものがかなり大きく、公民

協働というものが中心になっているのだが、自治基本条例というのは他の市でもこういうふうになっているのか。

(学識委員)和泉市はかなり先進的な方である。各市の条例を横並びにした時の一番いい所を寄せ集めている感じである。

(市長)役所の役割というのは、本当に公民協働でいいまちにしていこうというのがあるのだが...

(副委員長)言ったことには責任持って実行しなければならないということを言いたい。権利を主張するなら義務も果たすべきということである。要求したらそれなりのことはフォローしていったという...

(学識委員)もともとである。先ほど市長が夫婦間にたとえて話をしたが、新婚当時はお互いどうやって2人がやっていくかぎくしゃくしているが、何年もたつてくると関係性みたいなものが生まれてくる。市民も行政もそういうのにまだまだなれていない。今までは行政がぐいぐい引っ張っていき、市民は意見を言えば行政がやってくれるという意識であった。これから本当に公民協働でやっていくという時にどうその役割分担をしていけばいいかというのは、お互いまだぎくしゃくしている部分があると思う。そこをやはり試行錯誤しながら関係性を作り上げていくというふうになると思う。

(市長)そう思う。和泉市がそういうモデル都市になるような...

(学識委員)そう。

(市民委員)ぜひなればいい。

(事務局)はい、ありがとうございました。

(副委員長)補助金とかそういうものがばらまきになってしまったら、公民協働という形で事業をやったとしても、身を結ばない結果が多い。一つずつ個別にやっていくと無駄が多く、結果的には補助金をばらまくことになり、その金額も少なくなるし、あまり効果がないと思う。やはり全体的な考え方の中の一つの形として、考えていただきたい。私達もそれを監視していきたいと思う。

堺市でもいろんな形で公民協働や住民参加型の事業を行っており、それぞれに関して補助金を出すと言っているが、金額的にはものすごく少なくなる反面、しなければならぬことはものすごく多くなる。そうなったらよくないと思うし、それな



ら補助金なしでやるほうがよほど気がきいている。その辺も含めて、逆に税金の無駄遣いにならないような方向にしていかなければならないと思う。

(学識委員)いわゆるメリハリがつけられるかどうかである。どうしてもみんなに先に配るのが一番楽であるから。説明しなくていいように。

(市民委員)落とすというか、微弱とするということも絶対必要であると思う。

(学識委員)そう思う。頑張っているところに集中的にお金を出すというメリハリがつけられると、みんなが頑張れる。

(副委員長)それよりも一つ進んで、企画・計画の段階で市民が意見を出して行ける場をつくるということのほうが公民協働であると思う。補助金として出したものに対して、今度はそれを税金として吸収し、それをまた分配していくのだから、そういった企画・計画段階で市民が関わることで、納得した税金になってくるわけである。そういうふうには持っていけないと意味がない。ただ、集めてきた税金を配ってばらまくというのではなく、もう一つ前の段階からの協働をやるべきだと思う。私たちも3年間そういう思いを込めてやってきたわけである。

(市長)いろんな方法があると思う。市川市では、市民税の1パーセントをNPOなどの登録団体に使ってもらい、団体からはきちんと報告してもらおう。市民が選んだボランティア活動、市民活動に対して税金が使われるので、非常に納得いくいくやり方だと私は思う。いろんな方法があると思うが、皆さんにも検討していただきたい。

(事務局)どうもありがとうございました。先ほども市長の方からあったが、条例はつくることにも責任があるが、つくった後の責任もやはり大事だと思うので、今回、次の議事を踏まえて考えていくということなので、こういった機会を設けてもらった。委員においてもどうもありがとうございました。

以上